

平成22年 11月 企画総務常任委員会

世田谷区議会企画総務常任委員会会議録第二十一号

平成二十二年十一月二十二日（月曜日）

場 所 第一委員会室

出席委員（十名）

委員長	宍戸のりお
副委員長	田中優子
	上島よしもり
	菅沼つとむ
	市川康憲
	平塚敬二
	すがややすこ
	桜井 稔
	竹村津絵
	ひうち優子

事務局職員

議事担当係長	渡部弘行
調査係主任主事	佐々木崇

出席説明員

副区長	平谷憲明
-----	------

政策経営部

部長	金澤博志
政策企画課長	小田桐庸文
財政課長	岩本 康

総務部

部長 堀 恵子

総務課長 宮内孝男

職員厚生課長 中村哲也

財務部

部長 霧生秋夫

経理課長 岡田 篤

◇ ~~~~~ ◇

本日の会議に付した事件

1. 報告事項

(1) 第四回定例会提出予定案件（追加）について

〔議案〕

① 世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

② 世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

③ 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を

改正する条例

④ 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正

する条例

⑤ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

⑥ 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(2) その他

2. 協議事項

(1) 次回委員会の開催について

◇ ~~~~~ ◇

午後三時開議

○宍戸 委員長 ただいまから企画総務常任委員会を開会いたします。

○宍戸 委員長 本日は、報告事項として議案の事前説明を行います。

(1) 第四回定例会提出予定案件（追加）について、議案①世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例、②世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、③世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例、④世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を一括して理事者の説明を願います。

◎宮内 総務課長 それでは、第四回定例会提出予定案件でございます世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例、世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例並びに世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の四件につきましてご説明いたします。

なお、この四件につきましては、基本的に同一内容となっておりますので、一括してご説明いたします。

まず、改正の趣旨でございますが、本四件に関しましては、十一月十二日に特別職報酬等審議会より区長あてに特別職等の給料や区議会議員の報酬の額などにつきまして答申がなされまして、その答申を踏まえまして、区長、副区長、常勤の監査委員及び教育長の給料月額や、区議会議員の報酬月額並びに期末手当の支給月数を規定いたしました各条例を改正するというものでございます。

次に、改正内容でございますが、まず、特別職の給料月額や区議会議員の報酬月額

につきましては、一般職に準じまして、このたびの人事委員会勧告によります公民較差の〇・三〇%を解消するため、資料にございますが、上の表に記載のとおり一定額を月額から引き下げるといった内容でございます。また、期末手当につきましては、その下の表にございますが、〇・一五カ月の削減といたしまして、それに係る改正を行うというものでございます。

なお、本四条例の新旧対照表を資料として添付してございます。アンダーラインを引いた部分が、ただいまご説明いたしました改正に係る部分となります。

なお、公民較差相当分の解消を図るために、平成二十三年三月期の期末手当におきまして所要の調整を図るということとなります。

施行予定日でございますが、施行予定日につきましては記載のとおりでございます。説明は以上でございます。

○**央戸 委員長** ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞお願いします。

◆ **菅沼 委員** ちょっと聞きたいんですけども、区の一般職、区の特別職、人事委員会勧告、それから区議会議員というのはまとめてやらなくてはいけないものなの。別でもいいの。

◎**宮内 総務課長** この件につきましては、人事委員会勧告を受けまして、従前から同じタイミングでやっております。

◆ **菅沼 委員** これは別でもやっているところがなかったですか。一緒じゃなくて別々にやっているところがなかったですか。

◎**宮内 総務課長** 世田谷につきましては、人事委員会勧告を受けまして、それを踏まえて報酬審に諮問いたしまして、そこで議論いただいて、答申を受けて、改正作業

に進んでいるということによっております。ただ、他自治体で独自にどういうふうに行っているか、つぶさにはわかりませんが、世田谷では従前からそういう形で行っております。

◆ 菅沼 委員 他区では、特別職と一般職員、それから議会は別立てというのでやっている例もあるやに聞いています。だから、これは区で決めているということで、そうでなくてはいけないということではないと思いますから、その辺も今度調べて、わかれば教えていただきたいということです。

◆ 市川 委員 今ご説明をいただいた人事委員会勧告が出され、そして本区の報酬審議会が人事委員会勧告を検討していただいたと。それを答申という形で区側、行政に示していただいたわけですがけれども、報酬審が出した答申の行政における位置づけというんでしょうか、重みというのは、何かにきちんと位置づけられたものがあるんですか。

◎ 宮内 総務課長 報酬審につきましては、条例で設置しております附属機関ということで諮問機関になっておりまして、そこでこういった形でいろいろ区長から諮問して、答申を得て、それを踏まえて区長として判断するという流れでございますので、あくまでも条例に根拠を持つ諮問機関であるということで位置づけされております。

○ 穴戸 委員長 それでは次に、⑤職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、⑥幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を一括して理事者の説明を願います。

◎ 中村 職員厚生課長 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上二件につきましてご説明を

いたします。

両条例の改正内容は、特別区人事委員会の勧告を踏まえたものとしまして、基本的に同一でございますので、A 4 縦の資料で一括してご説明をさせていただきます。新旧対照表をおつけしておりますので、アンダーライン部分が改正内容となっております。あわせてごらんいただければと存じます。

資料一番上の項目、給料表につきまして、四点改正点がございます。一つは、公民較差月額千二百五十九円、率にいたしまして〇・三〇%を解消するため、給料月額を引き下げることとございます。第二点、地域手当の支給割合の引き上げ分一%と同率程度、給料月額を引き下げることとございます。第三点、I 類初任給等は給料月額を据え置くということとございます。四点目といたしまして、医師の処遇確保という観点から、医療職給料表の給料月額につきましては引き下げ改定を行わないということとございます。

次に、地域手当でございますが、ただいまご説明いたしましたとおり、現行の一七%から一八%に一%引き上げる内容となっております。

次に、期末手当、勤勉手当、いわゆるボーナスにつきましては、現行四・一五カ月の支給月数を三・九五カ月に改正いたします。この〇・二カ月の引き下げ分につきましては、〇・一五カ月を期末手当から、〇・〇五カ月を勤勉手当から引き下げを行います。

六月、十二月、三月期の具体的な支給月数につきましては、一般職員、管理職員、それぞれごらんの表のとおりとなります。

また、公民較差相当の解消を図るために、平成二十三年三月期の期末手当から所要の調整を行います。

施行日につきましては、給料表と地域手当については二十三年一月一日、ボーナス

につきましては本年十二月一日を予定してございます。

ご説明は以上です。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がありましたら、どうぞお願いします。

◆市川 委員 給料表の④の医療職の、医師の処遇確保の観点ということですが、医師については公民較差というのはいないんですか、あるんですか。

◎中村 職員厚生課長 医師につきましては、つぶさに区内の病院の給与関係を人事委員会で比較しているという形ではありませんが、国と都とを含めて、医師の安定的な確保という観点から据え置くという形で統一して勧告があるものでございます。それを受けての話ということでございます。

◆市川 委員 要するに、国を初めとして、それぞれの自治体すべて同じ扱いであるという理解でいいんですか。

◎中村 職員厚生課長 そのとおりでございます。

○宍戸 委員長 それでは次に、(2)その他でございますが、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 なければ、これで報告事項を終わります。

○宍戸 委員長 次に、次回委員会の開催についてですが、次回委員会は、本日報告がありました議案の審査を行う予定です。十一月二十五日木曜日の二日日本会議で議案が付託される予定になっておりますので、その日の本会議終了後に委員会を開催し、議案の審査を行いたいと思います。本会議終了時刻は五時二十分ごろになる予定です。

そのように開催することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは、二十五日本会議終了後に開催いたしますので、よろしく
お願いいたします。

○宍戸 委員長 そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 なければ、以上で本日の企画総務常任委員会を散会いたします。

午後三時十一分散会

署名

企画総務常任委員会

委員長